



福県医発第424号(地)
平成23年 5月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻しん患者の増加について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、東京都および神奈川県において麻しん患者の届出数の増加がみられており、今後、これらの地域を中心に麻しん患者が増加する可能性が懸念されることから、下記のとおり麻しんに対する一層の対策を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、平成23年1月19日付け福県医発第2076号(地)「麻しん検査診断について」(本会文書のみ)及び、平成23年第18週時点の麻しん全数報告の状況をお送りいたします。

記

1. 予防接種法に基づく麻しんワクチンの接種対象者に対して、積極的勧奨を実施するとともに、適切に周知を行う等により、高いワクチン接種率を確保すること。
2. 麻しん患者が発生した場合には、「麻しんの検査診断について(健感発1111第2号平成22年11月11日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)」により、麻しん患者の発症早期の検体を可能な限り確保して遺伝子検査を実施し、麻しんの正確な診断に努めるほか、必要な疫学調査を行い、適切な対策を講じること。
3. 麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年12月28日厚生労働省告示第442号)に基づき都道府県に設置されている麻しん対策の会議を活用し、関係機関と連携を図り、実効ある麻しん対策を進めること。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ20F)

平成23年4月22日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保 坂 シゲリ

麻しん患者の増加について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）等宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本事務連絡は、東京都および神奈川県において麻しん患者の届出数の増加がみられており、今後、これらの地域を中心に麻しん患者が増加する可能性が懸念されることから、麻しんに対する一層の対策について依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん患者の増加について

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による麻しん患者の届出数について、東京都（特に 23 区の南西部）及び神奈川県において、本年第 15 週（4 月 11 日から 17 日）から増加がみられています。

今後、これらの地域を中心に、麻しん患者が増加する可能性が懸念されることから、麻しんの流行を防ぐため、下記の対策をはじめとして、麻しんに対する一層の対策をお願いいたします。

記

1. 予防接種法に基づく麻しんワクチンの接種対象者に対して、積極的勧奨を実施するとともに、適切に周知を行う等により、高いワクチン接種率を確保すること。
2. 麻しん患者が発生した場合には、「麻しんの検査診断について（健感発 1111 第 2 号平成 22 年 11 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」により、麻しん患者の発症早期の検体を可能な限り確保して遺伝子検査を実施し、麻しんの正確な診断に努めるほか、必要な疫学調査を行い、適切な対策を講じること。
3. 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号）に基づき都道府県に設置されている麻しん対策の会議を活用し、関係機関と連携を図り、実効ある麻しん対策を進めること。

写

福県医発第2076号(地)
平成23年 1月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻疹検査診断について

標記の件につきまして、厚生労働省より通知が発出され、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部保健衛生課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

平成22年の福岡県における麻疹患者の届出の約9割が「IgM抗体検査」による検査診断に基づくものですが、麻疹の「IgM抗体検査」は、麻疹以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合でも陽性となることが指摘されており、麻疹の確定診断には、遺伝子検査(RT・PCR法)を含めた精度の高い検査を実施する必要があります。

このことから、福岡県における麻疹患者の的確な把握を行い、麻疹排除に向けた取組みを推進するため、麻疹届出患者に対する遺伝子検査が実施される運びとなり、本件は、その協力を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、麻疹の発生届出を所管の保健所に提出する際には、当該患者(保護者等)への検査内容の説明及び、検体を確保いただき、遺伝子検査の実施にご協力賜われますよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本検査に係る検体の種類、数量及び提出方法等については、事前に所管の保健所までお問合わせ下さいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 麻疹ウイルス遺伝子検査の対象
麻疹発生届出症例(全数報告)
2. 麻疹ウイルス遺伝子検査に係る検体の種類、数量及び検体の提出方法等
以下の検体が対象となりますが、種類、数量及び提出方法等の詳細については、事前に所管の保健所までお問合わせ下さい。
咽頭拭い液(発症後早期のもの)
血液(EDTA血)、2ml(発症後早期のもの)
随時尿、10～20ml(発症後2週間以内のもの)

報告数・累積報告数、疾病・都道府県(総数)

2011年18週(05月02日～05月08日)

2011年05月11日作成

麻疹	報告	累積
総数	15	206
北海道	0	4
青森県	0	5
岩手県	0	1
宮城県	0	2
秋田県	0	1
山形県	0	0
福島県	0	0
茨城県	0	0
栃木県	0	3
群馬県	1	5
埼玉県	0	8
千葉県	0	8
東京都	8	89
神奈川県	5	26
新潟県	0	0
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	0	2
長野県	0	0
岐阜県	0	2
静岡県	0	2
愛知県	0	10
三重県	0	0
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	0	3
兵庫県	0	2
奈良県	0	1
和歌山県	0	0
鳥取県	0	0
島根県	0	0
岡山県	0	2
広島県	0	19
山口県	0	1
徳島県	0	1
香川県	0	1
愛媛県	1	3
高知県	0	0
福岡県	0	1
佐賀県	0	0
長崎県	0	2
熊本県	0	0
大分県	0	0
宮崎県	0	1
鹿児島県	0	1
沖縄県	0	0

累積報告数・年齢階級・疾病(総数)

2011年18週(05月02日～05月08日)

2011年05月11日作成

麻 疹	総 数	0 歳	1 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70歳 ～
累 積	206	8	46	21	20	16	20	22	28	6	10	3	2	2	1	0	1